

官報

号外 昭和四十五年三月十七日

第六十三回 衆議院會議録 第十号

昭和四十五年三月十七日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和四十五年三月十七日

午後二時開議

- 第一 總理府設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
- 第二 柔道整復師法案(社会労働委員長提出)
- 第三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(社会労働委員長提出)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 柔道整復師法案(社会労働委員長提出)

日程第三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(社会労働委員長提出)

秋田自治大臣の昭和四十五年度地方財政計画についての発言及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時五分開議

○副議長(荒松清十郎君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○副議長(荒松清十郎君) おはかりいたします。議員藤山愛一郎君及び同川崎秀二君から、海外旅行のため、三月二十日から四月二日まで十四日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(荒松清十郎君) 日程第一、總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

總理府設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十五年三月四日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

總理府設置法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表輸出會議の項を次のように改める。

貿易會議	貿易(海運、航空及び観光に関する貿易外の受取及び支払を伴う業務の取引を含む。以下この項において同じ。)に係る施策、輸出の目標その他貿易に関する重要事項のうち、関係行政機関相互の連絡調整を必要とするものについて調査審議すること。
------	---

第十五条第一項の表家庭生活問題審議會の項を削る。

附則第四項を次のように改める。

4 第十五条第一項の表に掲げる附屬機關のうち、同和对策協議会は、昭和四十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

総合的な貿易推進体制の確立に資するため、輸出會議を貿易會議に改組するとともに、同和对策協議会の設置期限を昭和四十九年三月三十一日まで四年間延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 たいだいま議題となりました總理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、總理府の附屬機關中、輸出會議を貿易會議に名称を変更し、輸入等についても調査審議の対象とすることとし、同和对策協議会の設置期限を昭和四十九年三月三十一日まで四年間延長するほか、所要の規定の整理を行なうとするものであります。

本案は、三月四日本委員会に付託、三月五日政府より提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入り、慎重審議を行ない、三月十二日質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 柔道整復師法案(社会労働委員長提出)

日程第三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(社会労働委員長提出)

○副議長(荒松清十郎君) 日程第二及び第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。日程第二、柔道整復師法案、日程第三、建築物における衛生的環境の確保に関する法律案、右両

昭和四十五年三月十七日 衆議院會議録第十号 柔道整復師法案外一案

案を一括して議題といたします。

柔道整復師法案

右の議案を提出する。

昭和四十五年三月十二日

提出者

社会労働委員長 倉成 正

柔道整復師法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 免許(第三条―第九条)
- 第三章 試験(第十条―第十四条)
- 第四章 業務(第十五条―第十八条)
- 第五章 施術所(第十九条―第二十三条)
- 第六章 雑則(第二十四条・第二十五条)
- 第七章 罰則(第二十六条―第二十九条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「柔道整復師」とは、都道府県知事の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 柔道整復師の免許(以下「免許」という。)は、柔道整復師試験(以下「試験」という。)に合格した者に与える。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。
一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの

中毒者

- 二 伝染性の疾病にかかっている者
- 三 柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 四 素行が著しく不良である者

(免許証の交付)

第五条 都道府県知事は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

(柔道整復師名簿)

第六条 都道府県知事は、柔道整復師名簿を作成し、当該都道府県の区域内に住所を有する柔道整復師の氏名、住所、本籍その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第七条 柔道整復師は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(免許の取消し等)

第八条 柔道整復師が、第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分を理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請並びに免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の実施)

第十条 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、都道府県知事が行なう。

(柔道整復師試験委員)

第十一条 都道府県に、試験の事務をつかさどらせるため、柔道整復師試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員は、柔道整復に関し学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に関し必要な事項は、都道府県知事が定める。

(受験資格)

第十二条 試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者で四年(同法第五十六号第一項に規定する者)であつては、二年)以上、文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。

(不正行為者の受験停止等)

第十三条 試験に関し不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(政令等への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、学校又は柔道整復師養成施設の指定の取消しその他指しに關し必要な事項は政令で、試験の科目、受験手続その他試験に關し必要な事項は厚生省令で定める。

第四章 業務

(業務の禁止)

第十五条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行なつてはならない。

第十六条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

(施術の制限)

第十七条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

(都道府県知事の指示)

第十八条 都道府県知事は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、その業務に關して必要な指示をすることができる。

2 医師の団体は、前項の指示に關して、都道府県知事に意見を述べることができる。

第五章 施術所

(施術所の届出)

第十九条 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

(施術所の構造設備等)
第二十条 施術所の構造設備は、厚生省令で定める基準に適合したものでなければならない。
2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。
(報告及び検査)

第二十一条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。以下第二十二條において同じ)は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限等)

第二十二條 都道府県知事は、施術所の構造設備が第二十一條第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(再審査請求)

第二十三條 保健所を設置する市の市長が行なう第二十一條第一項又は前条の規定による処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができらる。

第六章 雑則

(広告の制限)

第二十四條 柔道整復の業務又は施術所に關しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問はず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

所

二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
三 施術日又は施術時間
四 その他厚生大臣が指定する事項
前項第一号及び第二号に掲げる事項については、広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に關する事項にわたつてはならない。

(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等審議会の権限)
第二十五條 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会は、厚生大臣の諮問に應じ、第十二條に規定する柔道整復師養成施設の指定及び前条第一項第四号に規定する指定に關する重要事項を調査審議し、並びに文部大臣の諮問に應じ、第十二條に規定する学校の指定に關する重要事項を調査審議するものとする。

2 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会は、都道府県知事の諮問に應じ、第十条に規定する試験、第十八條第一項に規定する指示及び第二十二條に規定する処分に關する重要事項を調査審議するものとする。

第七章 罰則
第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。
一 第十五條の規定に違反した者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたる者
第二十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第八條第一項の規定に基づく業務の停止命令に違反した者
二 第十七條の規定に違反した者
三 第十八條第一項の規定に基づく指示に違反した者

四 第二十二條の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第二十四條の規定に違反した者
第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。
一 第七條又は第十九條第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第二十七條第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)
2 この法律の施行前に附則第十二項の規定による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に關する法律(昭和二十二年法律第二百十七号。以下附則第四項から附則第七項まで、附則第九項、附則第十三項及び附則第十六項において「旧法」という。)の規定によりなされた柔道整復師の免許若しくは免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、柔道整復師試験、柔道整復業に係る施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは修繕若しくは改造の命令又はその他の処分は、それぞれ、この法律の相当規定によりなされた免許、免許の取消し、柔道整復師の業務の停止命令、試験、施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは

は改善命令又はその他の処分とみなす。

3 前項の場合において、この法律の相当規定により期間を定めなければならない処分であつて期間が定められていないものについては、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。
4 旧法に基づき交付された柔道整復師免許証は、この法律の規定により交付された免許証とみなす。
5 旧法に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に關する法律施行令(昭和二十八年政令第三百八十七号。以下附則第十四項において「旧施行令」という。)第三條の規定により作成された柔道整復師名簿は、第六條の規定により作成された柔道整復師名簿とみなす。
6 旧法の規定により厚生大臣が認定した柔道整復師に係る養成施設は、この法律の規定により厚生大臣が指定した柔道整復師養成施設とみなす。
7 この法律の施行前に旧法に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に關する法律施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十四号。以下附則第八項、附則第十三項及び附則第十五項において「旧施行規則」という。)第二十三條の規定によりなされた柔道整復師試験の受験の禁止は、第十三條後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。
8 この法律の施行前に旧施行規則第二十四條の規定によりした届出は、第十九條の規定によりした届出とみなす。
9 都道府県知事は、内地(旧法附則第十八條に規定する内地をいう。以下この項において同じ)以外の地で、その地の法令によつて、柔道整復師の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十八年八月十五日以後に内地に引き揚げたものに対しては、第三條の規定にかかわらず、当分の間、その履歴を審査して、免許を与えることが

できる。

10 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

11 旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は厚生省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項に規定する者とみなす。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整備師等に関する法律の一部改正)

12 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整備師等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

第一条中「きゆう又は柔道整備」を「又はきゆう」に、「夫々」を「それぞれ」に、「きゆう師免許又は柔道整備師免許」を「又はきゆう師免許」に改める。

第二条第一項中「きゆう又は柔道整備」を「又はきゆう」に、「きゆう師又は柔道整備師」を「又はきゆう師」に改め、同条第五項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整備師試験委員」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合において、は、なお、その者について、期間を定めて同

項の試験を受けることを許さないことができる。

第三条を次のように改める。

第三条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことがある。

一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへん

二 伝染性の疾病にかかつている者

三 第一条に規定する業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者

四 素行が著しく不良である者

第三条の二 都道府県知事は、あん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿を作成し、それぞれ、その都道府県の区域内に住所を有するあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師(以下「施術者」といふ)の氏名、住所、本籍その他省令で定める事項を記載しなければならぬ。

第三条の三 施術者は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

第四条中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整備師(以下「施術者」といふ)」を「施術者」に改める。

第五条中「及び柔道整備師」及び同条ただし書を削る。

第七条第一項中「きゆう業若しくは柔道整備業」を「若しくはきゆう業」に改める。

第九条中「取り消す」を「取り消すことができる」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

都道府県知事は、第一項に規定する処分を

しよりとするとときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第九条の三 施術所の構造設備は、省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。施術所の開設者は、その施術所につき、省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

第十条第一項中「施術者」の下に「若しくは施術所の開設者」を加え、「その清潔保持若しくは規格に關して検査を」を「その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査」に改める。

第十一条第一項中「免許証」を「並びに免許証」に改め、「並びに住所の届出」及び「に關する事項及び施術所の清潔保持又は規格」を削り、同条第二項を次のように改める。

都道府県知事は、施術所の構造設備が第九条の三第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備を改善し、若しくは衛生上必要な措置を講ずべき旨

を命ずることができる。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、柔道整備業とする場合については、柔道整備師法(昭和四十五年法律第 号)の定めるところによる。

第十二条の二第二項ただし書中「免許」の下に「(柔道整備師の免許を含む)」を加え、同条第二項中「第十条」を「第九条の二」に改め、「前項に規定する者」の下に「又はその施術所」を加える。

第十二条の三に後段として次のように加える。

この場合においては、第九条第三項の規定を準用する。

第十二条の三各号を次のように改める。

一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへん

二 伝染性の疾病にかかつている者

三 前条第一項に規定する医業類似行為の業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者

四 素行が著しく不良である者

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 次の各号の一に該当する者は、

二万円以下の罰金に処する。

一 第一条の規定に違反して、あん摩、マツサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業とした者

二 虚偽又は不正の事実に基づいてあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

三 第十二条の規定に違反した者

四 第十二条の三の規定に基づく業務禁止の処分を違反した者

第十三条の三 次の各号の一に該当する者は、

一 万円以下の罰金に処する。

一 第五条又は第七条(第十二条の二第二項)において準用する場合を含む)の規定に違反した者

反した者

二 第八条第一項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指示に違反した者

三 第九条第一項の規定に基づく業務停止の処分違反した者

四 第十一条第二項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第十二条の三の規定に基づく業務停止の処分違反した者

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第三条の三又は第九条の二第一項若しくは第二項(第十二条の二第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六条の規定に違反した者

三 第十条第一項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十四条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十三条の三第一号若しくは第四号又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則第十八条中、「きゆう術又は柔道整復術」を又は「きゆう術」、「夫々」を「それぞれ」に改める。

附則第十八条の二第二項中、「きゆう術又は柔道整復術」を又は「きゆう術」、「きゆう術免許又は柔道整復術免許」を「又はきゆう術免許」に改める。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術

柔道整復師等に関する法律の一部改正に伴う経過規定)

13 この法律の施行前に旧施行規則第二十三条の規定によりなされた旧法第二条第一項の試験の受験の禁止は、前項の規定による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術等に関する法律(以下附則第十六項までにおいて「新法」といふ)第二条第六項後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

14 旧施行令第三条の規定により作成されたあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう術名簿は、それぞれ、新法第三条の二の規定により作成されたあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう術名簿とみなす。

15 この法律の施行前に旧施行規則第二十四条(旧施行規則第二十六条の二)において準用する場合を含む。)の規定によりした届出は、新法第九条の二(新法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定によりした届出とみなす。

16 この法律の施行前に旧法第十一条第二項の規定によりなされた施術所についての使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造の命令は、新法第十一条第二項の規定によりなされた使用の制限若しくは禁止又は改善命令とみなす。この場合において、当該処分のうち期間が定められていない処分については、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

17 (あん摩師、はり師、きゆう術師及び柔道整復師)法の一部を改正する法律の一部改正
あん摩師、はり師、きゆう術師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中、「一部改正法律」といふを削り、「一部改正法律による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術、柔

道整復師等に関する法律」を「柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術等に関する法律」に改める。
附則第三項中、並びに第十四条を「の規定並びにこれらの規定に係る第十三条の二から第十四条の二まで」に改める。

18 (あん摩師、はり師、きゆう術師及び柔道整復師)法の一部を改正する法律の一部改正
あん摩師、はり師、きゆう術師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「この法律による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術、柔道整復師等に関する法律」を「柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術等に関する法律」に改め、「第二項の下に、並びに柔道整復師法第二十五条第一項を加え、「新法第一条に掲げるもの」を「あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう術及び柔道整復」に改める。

19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(厚生省設置法の一部改正)
厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九条第一項の表あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう術、柔道整復等中央審議会の項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術等に関する法律」に改め、「規定する処分」の下に「並びに柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)第十二条に規定する柔道整復師養成施設の指定及び同法第二十四条第一項第四号に規定する指定」を加え、「同法第二十一条」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術等に関する法律」に改め、「学校」を「学校及び柔道整復師法第十二条に規定する学校の指定」を加える。
(生活保護法の一部改正)
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第三十四条第三項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第百十七号)」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術等に関する法律(昭和二十二年法律第百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。
(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)
理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術等に関する法律」に改める。
(沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正)
沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
目次、第三章第三節の節名、第十条の見出し及び同条中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術等に関する法律」に改める。

理由
柔道整復の業務の実態にかんがみ、これを従来のもあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう術、柔道整復師等に関する法律で一括して規制することは不適当であるので、新たに単独法たる柔道整復師法を制定する。

昭和四十五年三月十七日 衆議院會議録第十号

柔道整復師法案外一案

師法を制定することとし、なお、この際、柔道整復の業務並びにあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう等の業務がより一層適正に行なわれるようにするため、罰則を強化整備する等所要の改正をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十五年三月十二日

提出者

社会労働委員長 倉成 正

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に關し環境衛生上必要な事項を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ)で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理に關し環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

第三条 保健所は、この法律の施行に關し、次の業務を行なうものとする。

一 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に關し、環境衛生上の正しい知識

の普及を図ること。

二 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に關し、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

(建築物環境衛生管理基準)

第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者が当該特定建築物の維持管理に關し権原を有するものは、政令で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という。)に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、ごん虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するために必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者が当該建築物の維持管理に關し権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

(特定建築物についての届出)

第五条 特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理に關し権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ)に届け出なければならない。

2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用され

るに至つたとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替へるものとする。

3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定めるものについて前三項の規定による届出を受けたときは、その旨を都道府県労働基準局長に通知するものとする。

(建築物環境衛生管理技術者の選任)

第六条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者が当該特定建築物の維持管理に關し権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

(建築物環境衛生管理技術者免状)

第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生大臣が交付する。

一 厚生省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了したるもの

二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者

2 厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を行なわなければならない。

一 第三項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの

3 厚生大臣は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したときは、その建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ずることができる。

4 都道府県知事は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者について、前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に申し出なければならない。

5 建築物環境衛生管理技術者免状の交付又は再交付の手数料は政令で、建築物環境衛生管理技術者免状の交付、再交付その他建築物環境衛生管理技術者免状に關する手続的事項は厚生省令で定める。

(建築物環境衛生管理技術者試験)

第八条 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に關する環境衛生上必要な知識について行なう。

2 建築物環境衛生管理技術者試験は、厚生大臣が行なう。

3 建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上厚生省令で定める実務に従事した者でなければ、受けることができない。

4 建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料は政令で、建築物環境衛生管理技術者試験の科目、受験手続その他建築物環境衛生管理技術者

試験に關し必要な事項は厚生省令で定める。

(建築物環境衛生管理技術者試験委員)

第九條 厚生省に、建築物環境衛生管理技術者試験に關する事務をつかさどらせるため、建築物環境衛生管理技術者試験委員を置く。

2 建築物環境衛生管理技術者試験委員は、厚生大臣が、その職員又は学識経験のある者のうちから任命する。

3 前二項に定めるもののほか、建築物環境衛生管理技術者試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(帳簿書類の備付け)

第十條 特定建築物所有者等は、厚生省令の定めるところにより、当該特定建築物の維持管理に關し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならない。

(報告、検査等)

第十一條 都道府県知事は、厚生省令で定める場合において、この法律の施行に關し必要があるとき、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定により立ち入り検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令等)

第十二條 都道府県知事は、厚生省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康を害さない、又はそこなりおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権限を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは關係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。

(国又は地方公共団体の用に供する特定建築物に關する特例)

第十三條 第十一條の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。

2 都道府県知事は、この法律の施行に關し必要があるとき、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物について、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

3 前條の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。ただし、都道府県知事は、当該特定建築物について、同条に規定する事態が存すると認めるときは、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(再審査請求)

第十四條 保健所を設置する市の市長が行なう第十一條第一項又は第十二條の規定による処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(罰則)

第十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の規定に違反した者

二 第十二條の規定による命令又は処分違反した者

第十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

した者

一 第五條第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條の規定に違反して帳簿書類を備えず、又はこれに記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による職員の立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

第十八條 正当な理由がないのに、第七條第三項の規定による命令に違反して建築物環境衛生管理技術者免状を返納しなかつた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に使用されている建築物で特定建築物に該当するものについては、第五條第一項中「当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内」とあるのは、「この法律の施行の日から一箇月以内」とする。

3 この法律の施行の日から起算して二年間は、特定建築物所有者等は、第六條第一項の規定にかかわらず、建築物環境衛生管理技術者を選任しないことができる。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十五号の次に次の一号を加える。

第三十五号の二 建築物環境衛生管理技術者試験を行ない、並びに建築物環境衛生管理技術者免状を交付し、及びその返納を命ずること。

第九條の二第一項第四号を次のように改める。

四 建築物における衛生的環境の確保に關する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行その他建築物衛生の改善及び向上に關すること。

(建築基準法の一部改正)

5 建築基準法の一部を次のように改正する。

第九十三條第四項中「尿尿浄化槽」の下に「又は建築物における衛生的環境の確保に關する法律(昭和四十五年法律第 号)第二條第一項に規定する特定建築物に該当する建築物」を加える。

理由

多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図るため、その維持管理に關し、環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置についての基準を定めるとともに、建築物環境衛生管理技術者制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長倉成正君。

○倉成正君 ただいま議題となりました二法案の趣旨弁明を申し上げます。

まず、柔道整復師法案について申し上げます。

昭和三十五年三月十七日 衆議院會議録第十号

柔道整復師法案外一案

昭和四十五年三月十七日 衆議院會議録第十号

柔道整復師法案外一案 秋田自治大臣の昭和四十五年度地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明

柔道整復技術は、その沿革等においてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等とは異なる独自の存在を有しており、また、その施術の対象もつばら骨折、脱臼の非観血的徒手整復を含めた打撲、捻挫など、新鮮なる負傷に限られているのであります。

しかし、現状におきましては、柔道整復師も同じ医業類似行為の範疇にあるということ、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律によって規制されているのであります。

このような柔道整復術の実態にかんがみ、本案は、柔道整復師についての単独法を制定し、柔道整復業の発展をはかろうとするものであります。

なお、この際、柔道整復の業務並びにあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう等の業務がより一そう適正に行なわれるようにするため、罰則の強化整備を行なうとともに、従来、政令及び省令で定められておりました一部の規定を法律の規定とした等、所要の改正を行なおうとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律案について申し上げます。

本案は、多数の者が使用し、または利用する建築物における衛生的な環境の確保をはかるため、その維持管理に関し、環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置についての基準を定めるとともに、建築物環境衛生管理技術者制度を設けること等であり、そのおもな内容は、

第一に、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の特定建築物の所有者等は、政令で定める建築物環境衛生管理基準に従って、その建築物を維持管理しなければならないこと。

第二に、特定建築物の所有者等は、その建築物の維持管理を監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないこと。

第三に、建築物環境衛生管理技術者免状は、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者、または厚生大臣が行なり建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者に与えること。

第四に、都道府県知事は、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行なわれておらず、かつ、その建築物内における人の健康をそこない、またはそこなりおそれがあり、その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、その維持管理の方法の改善、関係設備の使用停止等を命ずることができること。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

秋田自治大臣の昭和四十五年度地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(荒松清十郎君) この際、昭和四十五年度地方財政計画についての自治大臣の発言を許し、あわせて、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案、及び地方税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣秋田大助君。

〔国務大臣秋田大助君登壇〕
○国務大臣(秋田大助君) 昭和四十五年度の地方財政計画の概要、並びに地方交付税法の一部を改正する法律案、及び地方税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和四十五年度の地方財政につきましては、最近の経済情勢の推移及び地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、行政経費の効率化と重点化に徹し、節度ある行財政運営を行なう必要があり、

昭和四十五年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定する

ことといたしました。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、事業税等についてその軽減合理化をはかることとあります。

第二は、行政の広域化への要請にこたえて広域市町村圏の振興のための体制を整備することとあります。

第三は、都市化の著しい進展に対応し、都市財源を強化して都市行政の充実をはかることとあります。

第四は、過疎地域の振興をはかるため、総合的に過疎対策を推進することとあります。

第五は、住民の日常生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を推進して、住みよい生活の場を整備することとあります。

第六は、地方公営企業の経営の基盤を強化して、その健全化をはかることとあります。

第七は、地方財政の健全化を推進するとともに、財政秩序を確立することとあります。

以上の方針のもとに、昭和四十五年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、七兆八千九百七十九億円となり、前年度に対する増加は一兆二千五百八十二億円、一・八・九％となるのであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

地方交付税の算定については、市町村道その他各種公共施設の計画的な整備に要する経費その他給与改定の平年度化、各種の制度改正等に伴い増

加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用の改定等を行なうとともに、最近における社会経済の進展に対処し、それぞれの地域の特性に即応した財源措置の強化をはかつてまいりたい所存であります。

次に、昭和四十五年度分の地方交付税の総額については、三百億円の減額措置を講ずるとともに、昭和四十五年度までの繰り延べ額の総額九十億円は、昭和四十六年度分から昭和四十八年度分までの地方交付税の総額に加算することといたしております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨と内容の概略を御説明いたします。明年度の地方税制の改正にあたりましては、住民負担及び地方財政の現状にかんがみ、第一に、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減、合理化をはかり、第二に、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の税負担の激変を緩和するため、調整措置を講ずることとし、第三に、道府県民税及び市町村民税の法人税割りの税率の調整を行なうことをその重点といたしております。

以下、順を追ってその概要について御説明を申し上げます。まず、個人の住民税につきましては、課税最低限を夫婦子三人の給与所得者について約十万五千円引き上げることにより、負担の軽減をはかることといたしました。

また、市町村税源の充実に資するため、道府県民税の法人税割りの標準税率を百分の五・六に引き下げ、市町村民税の法人税割りの標準税率を百分の九・一に引き上げることといたしました。

次に、個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除を三十二万円に引き上げることといたしました。

また、固定資産税及び都市計画税につきましては、土地の評価がえに伴う税負担の激変を緩和しつつその均衡化をはかるため、宅地等に対する課税について、所要の負担調整措置を講ずることといたしました。

このほか、電気ガス税の免税点の引き上げ、不動産取得税の非課税範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、軽油引取税等についても所要の改正を行なうことといたしております。

以上の改正によりまして、昭和四十五年度においては、個人の住民税について六百五十四億円、個人の事業税その他について八十四億円、合計七百三十八億円の減税を行なうこととなりますが、一方、国税の改正等に伴い九十五億円の増収、また都市計画税の負担調整により二百三十五億円の減収が見込まれますので、地方税の減収総額は差し引き八百七十八億円となります。

以上が昭和四十五年度の地方財政計画の概要、並びに地方交付税法の一部を改正する法律案、及び地方税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

ます。(拍手)

昭和四十五年度地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(荒松清十郎君) ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山本弥之助君。

〔山本弥之助君登壇〕

○山本弥之助君 私は、日本社会党を代表し、ただいま趣旨説明のありました昭和四十五年度地方財政計画、地方交付税法の一部を改正する法律案、及び地方税法の一部を改正する法律案に関連いたしました、若干の質問をいたしたいと思います。まず、佐藤総理にお伺いいたします。

総理が施政方針演説で述べられたこと、わが国の経済力は、六〇年代において西欧先進諸国の水準に到達するという願望が達せられました。総理はさらに、わが国の国民総生産を、十年後には三倍程度に増大することも不可能ではありませんと自負せられております。

しかし、住宅や生活環境など、社会資本の整備や社会保障の充実には著しい立ちおくれの現状であります。

ります。道路舗装率一つとってみても、イギリスの一〇〇%、西欧の七六%に対し、わが国は一一%であり、対国民所得費に対する社会保障給付費は、イギリスが三・八%、西欧二〇%に対し、わが国は五・六%であります。自治省の試算によりまして、十年後においても西欧先進諸国の水準に到達することはおぼつかないようでございます。

しかも、産業公害や交通事故も逐年激増しておりますのであります。これら、われわれ日常生活に密着しているあらゆる行政施設や施策が、西欧先進国の水準に到達することこそがさらに大きな願望であり、内政の年といわれる七〇年代に解決すべき重要な課題であることは総理もお認めになり、「長期的展望に立った構想のもとに推進しなければなりません」と言われておられます。そしてこの課題解決は、その実施について、今日ほとんど大部分をゆだねられている地方公共団体の努力にまたなければならぬのでございます。この意味において、七〇年代における地方公共団体が、それぞれの地域住民に対する責務はきわめて重大でございます。

総理は、従来やもすれば国庫財政優先の傾向を改め、地方財政の強化、充実に最大の努力を払うべきであると思っておりますが、御所見を承りたいと思っております。

次に、地方公共団体が財政の裏づけのもとにその行政水準を向上する上に大きな支障を来たして

いるものは、いわゆる過密、過疎といわれる人口の激しい流動化であり、また、地方公共団体の広域行政処理のための行政機構の問題もありませんが、それよりもさらに重要なことは、行政監理委員会の答申もあり、総理も一時熱意を示された中央政府の縦割り行政の弊害でございませう。昨年御所見を承りましたが、重ねて総理の長期展望の構想の中でこの点をどうお考えか、承りたいと存じます。

さらに、過去十数年にわたり、そのときの情勢に応じ議員立法化された地域開発立法が百幾つあり、最近過疎地帯の対策について議員立法の協議が進められておりますが、法律相互間においても矛盾があり、総合的に改定すべき時期に至っていると思っております。この点についても総理並びに経済企画庁長官の御所見を承りたいと存じます。

次に、関係各大臣にお尋ねいたします。

その第一は、地方交付税の減額措置であります。

私は、昨年第六十一国会の本会議におきまして、地方交付税の性格、国の景気調整政策及び地方財政の現状認識につきまして、政府内部の意見の不統一は地方財政に大きな禍根を残すものと思存じ、この問題につき質問をいたしましたのであります。自治、大蔵両大臣の覚え書きは、行政事務及び財源の再配分などの基本的問題の解決されるまでは、相互に地方交付税の率の変更を求めることはいらないこと、及び昭和四十三年、四十四年度

においてとられた特別措置を今後はいらない、地方交付税の年度間調整の措置は地方公共団体の立場に立って検討する、という総理及び自治、大蔵両大臣の御確答を得たのでございませう。

しかるに今回、昭和四十四年度の地方交付税の減額繰り延べ分のうち、三百八十億を昭和四十四年度の地方交付税に加算する。昭和四十五年度における地方交付税の特別会計への繰り入れ額は、既定額から三百億を減額した額とする。ただし、昭和四十六年度までに地方交付税の特別会計直接繰り入れの可否、及び年度間調整制度について引き続き検討すること、ということになり、さらに、昭和四十五年度及び四十六年度においては、市町村民税臨時減税補てん償及び特別事業債の償還に要する経費は地方交付税で措置する、ということになったのでございませう。

大蔵大臣は、国会において確答したことに違反する措置をとられ、その責を重んずべき立場をみずから放棄せられたことは、承服できないところでありませう。(拍手)

ことに、地方交付税は、その年度間調整の問題は、地方財政の健全化の立場に立つ限り、早急に決定を見なければならぬのであります。それを国庫財政の立場から、国の予算編成上の財源確保が優先して、一千億近い財源の確保を、地方交付税の本質を無視して、地方公共団体を圧迫して措置せられたことは、理不尽といふべきでありませう。かかる措置の撤回を強く要求いたします。

自治、大蔵、特に大蔵大臣の責任ある御答弁を求めたいと存じます。

昭和四十六年度までに地方交付税の特別会計繰り入れの可否も検討することになったことは当然でありませう。早急に直接繰り入れを決定するということがこの問題解決の道と存じませうが、あわせて御答弁をお願いいたします。

第二に、地方交付税の性格と役割りについてであります。昭和四十四年度の交付税法の改正により、地方財政を動態的に把握するということが、基準財政需要額算定にあたり、経常経費と投資的経費の区分を明確にし、後者について事業費補正を拡充し、同時に各省の諸長期計画の事業費の地方負担額を事業費補正の算定基礎にすることと改められた。このことによつて、交付税は、補助金的な性格が強く加味されることになったのでございませう。そして予算編成の過程におきましては、市町村民税臨時減税補てん償や特別事業債の償還に要する経費が地方交付税で簡単に処理されることになったり、国保給付費補助金や教科書無償給付費の一部を、府県負担として地方交付税で財源を補てんしようとするような、制度の根本に関する問題を軽視し、あるいは国の重要な責任を回避する結果を引き起こしかねなかつたのであります。

昨年の土地開発基金のひもつき交付の際、地方交付税法第三条に規定する「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件を

つけ、又はその用途を制限してはならない。」ということを指摘したのであります。自治大臣が同条第一項により、各地方団体の財政状況の的確な把握につとめ、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、公平にその超過額を補てんするにあたり、地方交付税を補助金、負担金と同一視する傾向は避けるべきと存じませう。自治大臣の御所見を承りたいと存じます。

この際、国民健康保険事業について厚生大臣にお尋ねいたします。

本事業は、他の医療保険と異なり、比較的所得者層を対象とし、医療費の増高に伴法的に認められる限度の保険税の徴収には無理があり、さらに市町村は、国保経営の診療所の医師、看護婦、保健婦の確保に難渋し、しかも農村地域においては一家の主柱まで出かせぎ等により、留守家族の労働過重による乳児、老人の医療について、県と協力して十割給付に踏み切らざるを得ない市町村が出ています。これらの現実を即し、何らかの意味の地方交付税による財源配分は必要であります。ことに政府公約の医療保障制度の抜本改正を促進し、これらの問題の早期解決をはかるべきであります。と同時に、早急に地域住民の予防体制の確立のための保健婦の待遇改善、無医地区の解消等配慮すべきであると思存じませう。厚生大臣の御所見を承りたいと存じます。

第三に、広域市町村圏の振興についてお伺いたします。

従来の市町村の公共施設の共同処理方式を強化して、広域生活圏域にある市町村が協議して地域住民の要望にこたえて、単独では実施することの容易でない事業を総合的に共同で処理することによって高度の行政水準を維持して、それぞれの市町村の伸展を期するという広域市町村構想は、基本方針、実施計画並びに実施方式ともにあくまで関係市町村の自主的協議にゆだねるべきであります。そして、市町村圏の事業の遂行により個々の市町村の自主的行政に支障を来たすことのないように財源の配分を考慮すべきであると思えます。なお、要望のある市町村については、でき得る限り調査を全般的に早期に進めることにより、各圏相互に格差を来たさない配慮が必要だと思われませんが、自治大臣の御所見をお伺いいたします。

第四に、地方税法の改正については、わが日本社会党としても、当面大衆課税の軽減、合理化と都市財源充実の見地から、地方税法の一部改正法案を提案いたしたいと存じておりますが、おもだつた点につき自治大臣にお尋ねいたします。第六十一回国会において、昭和四十四年度の地方税法改正の際に本院で行なつた、住民税の課税最低限を所得税の課税最低限に近づけるよう引き上げるべき旨の附帯決議を尊重いたしましたして、住民税の課税最低限を昭和四十五年度より順次引き上げることとし、昭和四十五年度には政府案の約七十三万円を八十万円近くにすべきであります。

昭和三十五年三月十七日 衆議院会議録第十号

現行の道府県民税所得割りの税率は、二段階の比例的税率であります。低所得者との負担の均衡を考え、税率を五段階の超過累進税率制度に改正することが必要と存じます。事業税については、本来二重課税の性格を持つものであつて、特に零細な個人事業者については全廃すべきであります。当面所得税の控除欠格者につき課税しないように、事業主控除を五十万円程度に引き上げるべきであります。

市町村、ことに都市財源の確保のためには、住民税の法人税割りの税率を大幅に引き上げること、昭和四十六年度より観光都市の消防施設その他の行政負担の急増に應ずるために、料理飲食等の消費税を、県税の減収は別途考へることとして、市町村税へ移譲すること、都市計画税の課税客体に償却資産を加へること、市町村の道路整備のために目的財源の確保等考慮すべきであると考えますが、自治大臣の御所見いかがでございますでしょうか。最後に、昭和四十五年度地方財政計画は、総額において、前年度に比し一八・九％の増加率であり、地方税、地方交付税ともに二〇％以上の増加率であり、一方歳出において、投資的経費が二・三・九％、ことに住民の日常生活に密着した事業である特別事業費は三八・一％の増加率で、形式的には余裕ができたようではありますが、実質的にはどうして複雑多岐にわたる住民の要望にこたえられるものではございません。

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する山本弥之助君の質疑

政府の長期展望に立つての地方財政の計画的な充実強化を要望いたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 山本君にお答えをいたします。

まず、国庫優先を改めて、地方公共団体の財政を重要視せよとの御意見でありましたが、従来から地方公共団体の財政を軽視しているようなことは決してございません。住民の日常生活に密着した地方行政を充実することは、内政充実のためきわめて必要であり、四十五年度の地方財政計画におきましても、地方財政の充実について十分配慮しているところであります。御了承をお願いいたします。

次に、地方行政のあり方についてであります。要は地方公共団体が地域住民のための行政をやりやすいようにする必要があるとの山本君の御意見には、全く同感であります。中央と地方行政とのつながりにつきましても、内閣の総合調整機能を十分に發揮し、縦割り行政の欠陥を補正すべくつとめておりますが、今後とも国と地方の行政が総合的に一体となつて、内政充実の実効があらうように、この上にも配慮する考えであります。

次に、各種地域開発法令についてであります。これはそれぞれ時代の地地的要請に應じて制定され、相当の役割りを果たしてきたものであります。今日の時点で顧みるとき、相互の統

一性が失われ、複雑多岐となつて御指摘のとおりでありまして、私も否定はするものではありません。政府といたしまして、現在、地域開発制度調査会議を設置して、鋭意検討を進めており、できるだけ早く成案を得るよう努力したいと考えております。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(秋田大助君)登壇〕

○国務大臣(秋田大助君) 地方交付税の年度間調整につきましては、地方財政の立場に立ち、自主的に調整をすべきものと心得ておりますが、その前提条件といたしまして、国税三税を特別会計に直入すべきである、いわゆる特会直入の制度が好ましいのでございまして、この点は今後大蔵大臣と折衝、検討してまいりたいと考えております。

地方交付税と申しますものは、地方財政のもちろん均衡化と、財政保障をはかることを目的とするものでありまして、一般財源として無条件に交付されているものでありまして、補助金的な性格を持つものではございません。いささかもさうな誤解を受けるような運用を地方交付税についていたすことのないよう、十分配慮することはもちろんでございます。

広域市町村圏の施策を進めるにあたりまして、事前の調査をすべき指定区域をふやしたらいいはないかという御意見であります。私もさういふように考えておりました。予算の許す限り、先行的な調査に資するような措置を講じてまいりたい

昭和四十五年三月十七日 衆議院會議録第十号

と思います。

なお、広域市町村圏の振興整備に関する事業計画は、関係市町村の協議によりまして策定、かつ実施されてまいるのでございますから、その間、決して単独事業を犠牲にするようなことは考へられないのでございます。むしろ、各種の事業を広域的に、総合的に処理される結果、事業の効率が上がり、それぞれの地方団体には余力が生ずるものであると考へられるのでありまして、自治省といましては、補助金の交付あるいは地方交付税上の措置、地方債の優先的配分等を積極的に行なうとして、地方財政にてこ入れをすることにより単独事業を圧迫するようにならぬように十分配慮をしていく所存でございます。

住民税の課税最低限を所得税に近づけるべきであるということにつきましては、なるべくそうしたいと考へ、われわれも努力をしております、また先ほども御説明申し上げましたとおり、夫婦と子供三人の給与所得者について十万五千円ばかりの引き上げを課税最低限について行ないまして、低所得者階級の税負担軽減に資しておられることは御承知のとおりでございます。しかし、これを完全に一致せしめる必要は、その税の性格上、必要はないのではなからうかと考へております。

なお、個人事業税につきましては、これはその地域で事業をしている関係上、幾ばくかの負担を課税していただくわけでございます、これは全廃をさせるとか、あるいは小額所得者であるからやらなくてもいいんだというのではないのでございますが、これまたやはり低額所得ないしは事業の小規模な方々につきましては、事業主控除額を引き上げることによりまして負担の軽減をはかるべきでございます、明年度におきましては、二十七万円より五万円引き上げる措置をとっておるのでございまして、一挙に五十万円ということはいささか早急に過ぎると思っております。なお、都市財源強化のために法人税制をもつと引き上げるべきであるという御説でございます

昭和四十五年度地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する山本弥之助君の質問

が、四十三年には自動車取得税の創設、また四十四年には地方道路譲与税の譲与基準の改正を行ない、また本年度、四十五年度におきましては、御承知のとおり、道府県民税法人割りの増収分を市町村に移譲するような措置をとりまして、政府といたしましては都市財源の充実につとめてまいりました。なお、この点につきましては、国と地方との税源の配分等にもいろいろ関連しますので、今後さらに検討をしてまいりたいと思っております。

都市計画税に償却資産を加えるべきではなからうかというお話でございますが、償却資産は移動するものが多く、その受益関係も必ずしも明瞭でないために、これを課税対象とすることは困難であると考へております。

なお、料理飲食税等消費税を市町村に移譲すべきではなからうかというお話でございますが、道府県と市町村を通ずる行政事務及び財源の配分のあり方等にも関係する問題でありますので、今後慎重に検討する必要があると考へております。

なお、道路財源としてガソリン税を市町村へ移譲すべきではないかというお話でございますが、揮発油税等燃料課税のあり方、新道路整備五カ年計画の財源措置とも関連するものでございまして、この点、今後、慎重に検討してまいりたいと考へております。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) まず第一は、四十五年度で三百億円の減額措置をとったことについてであります。

御指摘のように、昨年一月に、私と自治大臣は覚え書きを交換いたしました、その第一点は、交付税率三三%は当分の間これを据え置く、それから、今後はいわゆる貸借方式はこれを避ける、第三点は、交付税交付金については年度間調整の制度を確立する、こういうことだったのであります。私は、これをぜひ昭和四十五年度にはやりたいという考へを持っておつたわけでありまして、ところ

昭和四十五年度地方財

が、交付税交付金の年度間調整措置、これがなかなかむずかしい。ついに予算編成時まで自治省との間に話がかかぬ、こういうことに相なった次第でございますが、この三つの点が相互にひっかかっておる。そのからまりのある年度間調整措置ができていないというので、他に年度間調整措置はどうかというのを検討したのですが、妙案もなく、やむを得ず、引き続き貸借方式を採用せざるを得ないということになったのです。私は、非常にこのことは残念に思っております。ここに一つしんで遺憾の意を表ささせていただきます。

第二は、所得税、法人税、酒税三三%、これを交付税特別会計に直接繰り入れにしたらどうかというお話でございます。

本件につきましては、秋田自治大臣よりも執拗にそのようにせられたいという要請を受けておりますけれども、この制度創設の理由に考へまして、これには私はなかなか承知はいたしません。今後とも賛同はいたしかねる、かように考へておることを御了承願いたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣内田常雄君登壇〕

○国務大臣(内田常雄君) 山本さんから御意見がございました国民健康保険の諸問題につきまして、目下関係の審議会において審議中の医療保険制度の抜本改正の中において、その合理的改善を期しておるところでございます、私といたしましてはこれが実施の促進をはかっている所存でございます。

また、御指摘の老人医療の問題につきまして、その一環として対応してまいることになっております。

国保の保健婦の確保、充実、またそのための処遇の改善につきましては、その保健婦の方々の役割りにかかると考へて、今後とも努力をいたしてまいり所存でございます。

整備を特に助成をいたしますほか、明年度におきましては、親元病院に医師、看護婦等をできる限り充実して、これらの医療従事者を無医地域に派遣するような構想をもつて、できる限り善処してまいり所存でございます。(拍手)

〔国務大臣佐藤一郎君登壇〕

○国務大臣(佐藤一郎君) 数ありますところの地域開発関係の法律を整理、統合すべき段階ではないか、こういう御趣旨でございます、われわれも全く御趣旨に賛成でございます。さらに最近におきましては、御存じの新全国総合開発計画、ここにおきましても、広域的な地域開発制度をサゼンションしております。こういうこともございまして、私たちがまだ各各とも連絡をとりまして調整をいたしております。これについては、御存じのようにいろいろと問題もございしますが、特に、たとえば今後ブロックにおきます計画の作成機関をどういう性質のものにするか、あるいはまた、さらには実施機関をどうするか、それと府県制度との関係はどういうふうにするか、それとまた、新全線における広域生活圏の問題とどう取り組むか、特に、御存じの大規模プロジェクトをこれから推進していかねばなりません、現在の国土開発調整費の運用等いろいろに考へて、いろいろと問題がございまして、これらを逐次検討いたしまして、そうして内容を固めてまいりたい、こういうふうに考へております。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 桑名義治君。

〔桑名義治君登壇〕

○桑名義治君 私、公明党を代表して、ただいま説明がありました地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十五年度地方財政計画の趣旨説明に対し、質問をいたします。

まず、今後の地方財政のあり方についてお伺いいたします。

総理が今国会冒頭の施政方針演説に述べられた

とおり、七〇年代は内政充実の年といわれておりますが、従来の生産第一主義の政府施策は、急速な経済成長を促し、その反面、社会環境の整備の立ちおくれがますます顕著になっております。したがって、社会資本の投下充実に政策の重点を置かねばなりません。したがって、あらゆる住民生活に最も直結している地方財政のあり方について種々論議がかわされるようになったことは当然の帰着であります。現在、国においては、その成果はともあれ、経済五カ年計画等の長期的ビジョンの上に立つて施策が推進されているにもかかわらず、一方、地方行政においては長期的な展望もなく、年度ごとの地方財政計画のみで終始し、そのため、資本投下の効率は十分な効果をあげることが不可能であるといわなければなりません。そこで、今後地域開発、国民生活水準向上の長期計画を立案し、それに対して予算的裏づけを明確化することによって、計画性のある地方財政計画を打ち立てるべきであると考えますが、所信を伺いたいと思ひます。

次に、住民税の減税についてであります。昭和四十五年度の住民税改正案は、給与所得者の標準世帯における課税最低限を約十万五千円引き上げ、七十二万九千円とすることになっております。しかしながら、その内容から見れば、独身者については二十七万六千円以上の給与所得者に課税されることになり、このことは、中学新卒業者も課税対象になるのであります。

一方、四十五年度の地方税の自然増収は約六千六百二十八億円と見込まれておりますが、これに對して、住民税の減税は、わずかな自然増の一割にも満たない六百五十四億円にすぎないのであります。これでは、大型減税と政府がいかに宣伝しても、その努力は認められないどころか、従来からの重税感をぬぐい去ることはとうていできないのであります。

わが党は、従来より、住民税の課税最低限は標準世帯において百万円にすべきであると主張して

昭和三十五年三月十七日 衆議院會議録第十号

おります。政府は、住民税の課税最低限百万円に對してどうお考えになっているか、前向きな姿勢でお答え願ひたいと思ひます。

また、住民税の均等割り制度については、かねてからその存廢が論ぜられておりますが、現行の地方税制においての納税人口は二千六百万人になつております。この現状から見れば、納税本来の利益の原則から見ても、所得割りに對してその原則は十分果たしていると考えられるものであります。したがって、均等割り廃止についての御見解もあわせてお伺ひたいと思ひます。

次に、縁故債についてでございますが、地方団体は、地方債を事業推進の重要な財源として発行してあります。現在の政府資金による地方債のワケはあまりにも小さく、緊急を要する重要事業のためには、やむを得ず市中銀行等の融資による縁故債にたよらざるを得ない実情であります。縁故債は、政府資金による地方債に比べて金利が高く、しかも短期返済であります。したがって、政府は、縁故債に對する利子補給等が論理的に不可能であるため、利子補給のため起債を認め、その起債に對する利子補給を実施しているのが実情であります。それならば、なぜ最初から政府資金による起債のワケを広げないのか、全く不可解であります。このような財政運用の方法は、地方自治体にとつて、また国家財政上からも、大きな損失になります。このような実情を勘案し、政府資金による地方債のワケを十二分に確保し、地方自治体の健全なる発展と国家財政の効率的な運用をはかるべきだと思ひますが、この点についての所見を伺ひたいと思ひます。

次に、固定資産税でございますが、固定資産の評価がその年度を迎え、固定資産税の大幅な引き上げが予想されるのであります。しかし、固定資産税の免税点については、固定資産の評価の変更に伴い当然引き上げるべきと思はれますが、従来どおり、土地については八万円、家屋については五万円という、きわめて低い状態であり、特に

住宅とそれに伴う土地は、国民生活の本拠であり、したがって、生活の本拠として居住する家屋、それに伴う土地に對しては、当然免税点の引き上げとともに、小規模住宅については控除の制度を新設されることが、国民生活安定の上において最も望ましい措置であると思ひますが、この点についての見解もお伺ひたいと思ひます。

次に、電気ガス税についてでございますが、御承知のように電気、ガスは一般家庭における生活必需品であり、これに課せられる電気ガス税は、典型的な大衆課税であり、かねてからその廃止が強く要望されてまいりました。また一面、一部の産業に對しては、産業育成という立場から、免税あるいは減免の措置が講ぜられております。このようないは減免の措置が講ぜられるならば、国の施策である産業育成のために、地方住民がその負担を負わされていることになりません。しかも、これらの産業は、公害等により地方団体及び地域住民に多大の迷惑を及ぼしているのが実情であります。総理もかつて、電気ガス税については、これを悪税と明言しておられます。以上のことから、一般家庭の電気ガス税は早急に廃止することが妥当であると考えますが、これに對する見解をお伺ひたいのであります。

次に、地方交付税についてでございますが、地方制度調査会の答申によれば、地方交付税は地方公共団体固有の財源であると、その性格が明確にされております。さらにまた、昨年、自治大臣と大蔵大臣との間に、交付税の国と地方との貸借は今後行なわれないという覚書きをかわしておられるにもかかわらず、四十五年度においても、昨年、一昨年と同様に、今回は三百億円を国に貸し付けようとしておられるのであります。また、この借付は反対するものであります。また、このことは交付税の性格をますます不明確にするものであり、このため地方公共団体では長期計画的財政運用が阻害される原因となつておられると思ひますが、

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和三十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する桑名義治君の質疑

昭和四十五年三月十七日 衆議院會議録第十号

昭和四十五年地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する桑名義治君の質疑 朗読を省略した議長長の報告

るべきと思うが、御所見を伺いたないのであります。

以上、質問を終わりますが、佐藤総理をはじめ関係各大臣の明快なる御答弁をお願いいたしますのであります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 桑名君にお答えいたします。

まず、地方財政計画を構立せよという御提言でございますが、私は、その前提として検討すべき多くの問題が残されている段階であると現在を考えます。私が申し上げるまでもなく、地方行政区域のあり方、県と市町村との間の事務配分や財源配分のあり方等の基本的な問題の詰めを行なうことが、今後長期にわたる地方団体のありべき姿を描くためには何よりも大切なことであり、当面この検討につとめてまいるのであります。

次に、いろいろ税の問題についてお尋ねがございましたが、その詳細は、それぞれの大臣に譲るといたしまして、特に私も関心の深い電気ガス税について、私の所見を御披露したいと思います。

この電気ガス税につきまして、これらを一挙に廃止しろ、かように言われましたが、私は、地方財政の現状からそれは困難ではないか、やはり逐次その負担軽減をはかってまいることが実情に沿った措置である、かように考えております。今回の改正も、まことに徹々たるものではあります。また、産業育成のための政策的な減税はやっておるじゃないか、こういう御指摘であります。国の負担において行なえ、国だけでやれというわけにもいかないと私は思います。これらは地方と国とが一体となりまして、こういう問題、地方への産業の誘致等にも積極的に努力すべきではないだろうか、かように私は考えております。

次に、地方交付税の交付方式についてでありまして、これを地方固有の財源と解するかどうかの

問題は別として、国の財政規模から見ても、大きなウエートを占めるに至りました交付税を国の一般会計からはずしてしまふことは、国の予算制度としても問題が多いと考えます。問題は、形式のいかんではなく、国と地方が互いに協力して、国民福祉の向上につとめていくことにあるのではないだろうか、私はかように考えます。

その他の問題につきましては、それぞれ関係大臣からお答えをいたさせます。(拍手)

〔国務大臣秋田大助君登壇〕

○国務大臣(秋田大助君) まず第一に、住民税の課税最低限の引き上げにつきましては、先ほどお答えを申し上げましたので、これを省略させていただきます。

百万円まで最低限を直ちに引き上げすることは、妥当でないと思いますが、その目標に向かい、すみやかに上げていきたい、ということは、申すまでもないこととさせていただきます。

それから、住民税の均等割りを廃止する考えはないか、これは地域社会の費用についての負担分任を定める性格を持つ税でございますので、これを廃止することは妥当でないと考えております。

固定資産税の免税点につきましてお話がありました。最近上昇してございまして、土地の価格は、最近上昇してございまして、土地につきましても、四十年、大幅に免税点が引き上げられました結果、納税義務者の約四〇％が免税点未満となつておるのでございまして、八万円免税点に対応する税額もかなり大きいので、したがって、この際は引き上げる必要を考慮しておらないのでございまして。

地方債をなるべく多く政府資金をもって充当することは、理想ではございまして、財源にも制限があるので、事業をやらなければなりません。ある程度の減故債を認めておるわけでございます。事情は御了承願いたいと思っております。

地方交付税に關連し、国税三税を特別会計に直入すべしということにつきましては、私の見解

は、先ほど申し上げたとおりでございます。大蔵大臣とも十分なお話合せてみたいと思っております。

五番目に、大都市に対する財源の強化の問題、あるいは料飲税の市町村移譲、あるいは不動産取得税の市町村への移譲につきましては、これまた先ほど申し上げましたとおり、いろいろの関係がございまして、道府県、市町村間の財源の合理的な配分等に關連いたしますので、十分検討させていただきます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 総理大臣並びに自治大臣からほどほどお答えがございまして、私からつけ加えることはありませんが、ただ、三百億円減額措置について重ねておしかりでございます。両大臣覚え書きに違反いたしました点につきましては、私も非常に残念に存じております。重ねてここで心から遺憾の意を表明させていただきます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(荒松清十郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 大蔵大臣 福田 赳夫君
- 厚生大臣 内田 常雄君
- 自治大臣 秋田 大助君
- 国務大臣 佐藤 一郎君
- 国務大臣 山中 貞則君

出席政府委員

- 内閣法制局第三部長 荒井 勇君

朗読を省略した議長長の報告

(政府委員承認)

一、去る十二日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十三回国会政府委員に任命することを承認した。

総理府特別地域連絡局参事官 加藤 泰守

経済企画庁国民生活局参事官 西川 喬

法務大臣官房司法 科学審議官 石倉 秀次

法務大臣官房司法 法制調査部長 影山 勇

外務大臣官房領事移住部長 遠藤 又男

大蔵大臣官房審議官 高木 文雄

大蔵省理財局次長 本間 英郎

厚生省環境衛生局公署部長 城戸 謙次

通商産業省企業 局立地公署部長 柴崎 芳三

運輸大臣官房審議官 内村 信行

運輸省自動車局業務部長 山口 真弘

運輸省労働基準局賃金部長 見坊 力男

労働省職業安定 局失業対策部長 藤縄 正勝

自治省行政局選挙部長 遠藤 政夫

(見込額書受領) 自治省行政局選挙部長 皆川 迪夫

一、去る十二日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和四十五年地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 北山 愛郎君 補欠 華山 親義君

文教委 華山 親義君 補欠 北山 愛郎君

辞任 堀田 政孝君 補欠 早川 崇君

早川 崇君 補欠 堀田 政孝君

昭和四十五年三月十七日 衆議院會議録第十号 胡説を省略した議長の報告

社会労働委員

早川 崇君
 齋藤 邦吉君
 農林水産委員
 齋藤 邦吉君
 早川 崇君
 齋藤 邦吉君

運輸委員

田代 文久君
 谷口善太郎君
 田代 文久君
 谷口善太郎君

予算委員

野田 卯一君
 福田 一君
 赤松 勇君
 川崎 寛治君
 細谷 治嘉君
 相沢 武彦君
 松尾 正吉君
 矢野 絢也君
 今澄 勇君
 奥野 誠亮君
 丹羽 久章君
 斎藤 実君
 谷口善太郎君
 不破 哲三君

議院運営委員

松野 頼三君
 榑崎弥之助君
 西宮 弘君
 大久保直彦君
 岡本 富夫君
 川村 継義君
 大橋 敏雄君
 岡沢 完治君
 高田 富之君
 坂井 弘一君
 宮井 泰良君
 竹本 孫一君
 久保 三郎君
 中野 明君
 川俣健二郎君
 小林 信一君
 藤田 高敏君
 小川新一郎君
 正木 良明君
 山田 太郎君
 麻生 良方君
 田代 文久君
 津川 武一君
 角屋堅次郎君
 田中 昭二君
 和田 春生君
 加藤 六月君
 大出 俊君
 島本 虎三君
 田邊 誠君
 山中 吾郎君
 鬼木 勝利君
 桑名 義治君
 古寺 宏君
 門司 亮君
 吉田 之久君
 土橋 一吉君
 山原健二郎君

農林水産委員

奥野 誠亮君
 西村 直己君
 伊藤惣助丸君
 坂井 弘一君
 伊藤惣助丸君

予算委員

西村 直己君
 赤松 勇君
 西宮 弘君
 相沢 武彦君
 坂井 弘一君
 松尾 正吉君
 矢野 絢也君
 今澄 勇君
 麻生 良方君
 谷口善太郎君
 不破 哲三君

社会労働委員

桑名 義治君
 坂井 弘一君
 大橋 敏雄君
 中野 明君
 山中 吾郎君
 宮井 泰良君
 竹本 孫一君
 藤田 高敏君
 桑名 義治君
 正木 良明君
 和田 春生君
 田邊 誠君
 山田 太郎君
 大出 俊君
 細谷 治嘉君
 角屋堅次郎君
 古寺 宏君
 田中 昭二君
 相沢 武彦君
 門司 亮君
 土橋 一吉君
 山原健二郎君
 西宮 弘君
 鬼木 勝利君
 吉田 之久君
 松野 頼三君
 川崎 寛治君
 赤松 勇君
 久保 三郎君
 榑崎弥之助君
 松尾 正吉君
 坂井 弘一君
 矢野 絢也君
 麻生 良方君
 今澄 勇君
 谷口善太郎君
 不破 哲三君

運輸委員

中谷 鉄也君
 柳田 秀一君
 中谷 鉄也君

予算委員

川崎 寛治君
 北山 愛郎君
 細谷 治嘉君
 松尾 正吉君
 松野 頼三君
 今澄 勇君
 藤田 高敏君
 高橋 昌雄君
 堀 昌雄君
 山本 政弘君
 堀 昌雄君
 藤田 高敏君
 細谷 治嘉君
 西村 策一君
 西村 策一君
 今澄 勇君
 松野 頼三君
 川崎 寛治君
 赤松 勇君
 久保 三郎君
 榑崎弥之助君
 松尾 正吉君
 坂井 弘一君
 矢野 絢也君
 麻生 良方君
 今澄 勇君
 谷口善太郎君
 不破 哲三君

農林水産委員

奥野 誠亮君
 西村 直己君
 伊藤惣助丸君
 坂井 弘一君
 伊藤惣助丸君

予算委員

西村 直己君
 赤松 勇君
 西宮 弘君
 相沢 武彦君
 坂井 弘一君
 松尾 正吉君
 矢野 絢也君
 今澄 勇君
 麻生 良方君
 谷口善太郎君
 不破 哲三君

予算委員

川崎 寛治君
 北山 愛郎君
 細谷 治嘉君
 松尾 正吉君
 松野 頼三君
 今澄 勇君
 藤田 高敏君
 高橋 昌雄君
 堀 昌雄君
 山本 政弘君
 堀 昌雄君
 藤田 高敏君
 細谷 治嘉君
 西村 策一君
 西村 策一君
 今澄 勇君
 松野 頼三君
 川崎 寛治君
 赤松 勇君
 久保 三郎君
 榑崎弥之助君
 松尾 正吉君
 坂井 弘一君
 矢野 絢也君
 麻生 良方君
 今澄 勇君
 谷口善太郎君
 不破 哲三君

昭和四十五年三月十七日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

華山 親義君 辻原 弘市君
 横路 孝弘君 安宅 常彦君
 小川新一郎君 中野 明君
 田邊 誠君 後藤 俊男君
 和田 春生君 西田 八郎君
 岡本 富夫君 相沢 武彦君
 中野 明君 小濱 新次君
 奥野 誠亮君 西村 直己君
 安宅 常彦君 川崎 寛治君
 後藤 俊男君 久保 三郎君
 島本 虎三君 西宮 弘君
 辻原 弘市君 赤松 勇君
 堀 昌雄君 榑崎弥之助君
 小濱 新次君 松尾 正吉君
 古寺 宏君 坂井 弘一君
 宮井 泰良君 矢野 絢也君
 西田 八郎君 今澄 勇君
 林 百郎君 不破 哲三君

(特別委員辞任及び補欠選任)
 一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 産業公害対策特別委員
 辞任 浅井 美幸君 補欠 多田 時子君
 (議案提出)
 一、去る十二日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
 公害紛争処理法案(角屋堅次郎君外五名提出)
 柔道整復師法案(社会労働委員長提出)
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(社会労働委員長提出)
 一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案
 農業者年金基金法案
 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

律の一部を改正する法律案
 国有林野の活用に関する法律案
 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案
 本州四国連絡橋公団法案
 一、昨十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 農林物資規格法の一部を改正する法律案
 特許法等の一部を改正する法律案
 (議案受領)
 一、昨十六日、予備審査のため内閣から送付された議案を受領した。
 道路交通法の一部を改正する法律案
 (議案付託)
 一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二一号)
 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四四号)
 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)
 以上三件 大蔵委員会 付託
 国民生活センター法案(内閣提出第六八号)
 物価問題等に関する特別委員会 付託
 沖繩・北方対策庁設置法案(内閣提出第六四号)
 沖繩及び北方問題に関する特別委員会 付託
 一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 家内労働法案(内閣提出第八号)
 社会労働委員会 付託
 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案(内閣提出第八一号)
 以上二件 農林水産委員会 付託
 公害紛争処理法案(内閣提出第一八号)

産業公害対策特別委員会 付託
 一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 公害紛争処理法案(角屋堅次郎君外五名提出、公法第五号) 産業公害対策特別委員会 付託
 一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 農林物資規格法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号) 農林水産委員会 付託
 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号) 商工委員会 付託
 一、昨十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)等) 地方行政委員会 付託
 (議案送付)
 一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
 一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 公害紛争処理法案(角屋堅次郎君外五名提出)
 案を参議院に送付した。
 一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 柔道整復師法案(社会労働委員長提出)
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(社会労働委員長提出)

わが国の輸入面における対策を必要とする問題が発生している現状にかんがみ、総合的な貿易推進体制の確保に資するため、総理府の附属機関のうち「輸出会議」を「貿易会議」と名称を改め、輸入等についても調査審議の対象とすること。
 2 昨年七月に制定された同和对策事業特別措置法は十年間の時限立法であり、また、同時に策定をみた同和对策長期計画もこの期間に見合つた計画となつているので、同和对策の円滑な推進のため、昭和四十五年三月三十一日までとされている同和对策協議会の設置期限を、長期計画の前期五年間に見合つて昭和四十九年三月三十一日まで延長すること。
 3 家庭生活問題審議会の設置期限は、昭和四十三年三月三十一日までとされており、すでにその期日は経過しているため、同審議会の設置に関する規定の整理を行ふこと。
 なお、施行期日は公布の日としている。
 二 議案の可決理由
 本案は、世界貿易の発展との調和を図りつつ、わが国の輸出の持続、安定的な拡大を図るため並びに同和問題の解決に十分な成果をあげるため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
 右報告する。
 昭和四十五年三月十二日
 衆議院議長 船田 中殿
 内閣委員長 天野 公義

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
 (配達料共)
 所 行 発
 東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
 大 蔵 省 印 刷 局
 電話 東京 五八二 四四二(大代)